

幌延風力発電株式会社
幌延風力発電事業更新計画環境影響評価方法書に係る知事意見

令和2年（2020年）5月15日付け
経済産業大臣宛て

本事業は、宗谷管内幌延町で平成15年から運転されている「オトンルイ風力発電所」（最大出力21,000kW、28基。以下「既設風力発電所」という。）の更新を行うものであり、約100haを対象事業実施区域として、最大出力は同程度とし、既設風車より大型化した5～9基の風車による風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域は利尻礼文サロベツ国立公園特別地域に囲まれた狭い帯状の地域の一部であり、その東側は、特別地域の中でも特に優れた景観や生態系を維持する目的で指定される特別保護地区に近接しているほか、同区域の周辺にはラムサール条約湿地であるサロベツ原野や重要野鳥生息地（IBA）、稚咲内生物群集保護林が存在しているなど、同区域の周囲は自然環境保全上、極めて重要な地域となっている。この地域における「サロベツ原野の自然景観」や「利尻山を望む景観」などは、利尻礼文サロベツ国立公園における重要な眺望景観となっている。また、対象事業実施区域及びその周辺はガン類などの渡りの経路となっているほか、同区域の周辺ではオジロワシなど希少猛禽類の繁殖情報がある。さらに、対象事業実施区域の周辺では、他事業者が計画している風力発電事業が複数ある。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置等、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

なお、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等においては、事後調査を実施すること。

(2) 更新事業である本事業による影響の評価に当たっては、単に現況からの変化のみに着眼することなく、これまで既設風力発電所で実施された調査や本事業に係る現地調査等により、既設風力発電所が及ぼしている環境影響の程度を客観的に把握し、それを勘案した上で適切に評価すること。

(3) 対象事業実施区域の周辺では、他事業者が計画している風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を入手した上で、2の個別的事項に示すとおり、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

また、他事業者に累積的影響の検討に必要な情報提供を依頼する場合は、本事業の環境影響評価に関する情報を他事業者に提供するなど、関係する事業者間で相互に環境保全のための有用な情報共有が図られるよう努めること。

(4) 今後の手続きに当たっては、住民及び関係団体等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。

(5) 本方法書については、縦覧期間終了後も事業者のウェブサイトで閲覧が可能な状態となっており、情報公開に関する一定の配慮は認められるものの、今後は印刷可能な状態にすることも含め、さらなる利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

工事用資材等の搬出入による窒素酸化物及び粉じん等について、他事業者の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 騒音及び超低周波音、振動

工事用資材等の搬出入による騒音及び振動について、他事業者の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 地形及び地質

事業実施想定区域の全域が重要な地形である「稚咲内海岸」（自然景観資源（砂丘））及び「稚咲内」（日本の典型地形（砂丘・風紋））と重複しており、地形改変に伴い重大な影響が懸念される。このため、できる限り当該地形の改変による影響を回避又は十分低減すること。

(4) 動物

ア コウモリ類の調査については、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バードストライクの影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、オジロワシ及びチュウヒなどの分布情報により、特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベル A3 のメッシュに含まれ、さらにその北部に隣接して注意喚起レベル A1 が位置しており、既設風力発電所ではこれまでにオジロワシのバードストライクが 2 例確認されている。このため、これらの種をはじめとする鳥類のバードストライクや移動経路の障害、生息への影響等について、専門家等から助言を得ながら飛翔行動及び衝突事故発生事例の分析等に関する最新の知見を可能な限り収集した上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。特にオジロワシのバードストライクが発生している事実を十分踏まえた調査、予測及び評価を行い、風車の配置等の検討に反映させること。

ウ ブレードが回転することにより出現する球状の衝突危険空域は、宗谷地域に集中する他の風力発電事業と連続することで長大な障壁空間となる。そのことによってもたらされる鳥類等のバードストライクの増加や忌避反応による生息地の減少、変更、消失及び飛翔ルートの変更によるエネルギーロスなど、生息環境の変化等を通じて鳥類に累積的な影響が及ぶことが懸念される。

このため、本事業に係る調査結果のみならず、他の風力発電所でのバードストライクの事例や回避行動などのデータはもとより、宗谷地域における他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報や先行事業者が設置する協議会での検討結果を入手した上で、専門家等から助言を得ながらそれらの累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 植物

ア 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、対象事業実施区域内に一分布している植生自然度9のミズナラ群落については、当該群落への影響を回避するため、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で改変区域から除外すること。

イ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

(6) 生態系

注目種については、現地調査の結果を踏まえて適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。

(7) 景観

フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成するとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとすること。また、既存風車がない景観からの変化についても調査、予測及び評価を実施すること。

さらに、対象事業実施区域は、サロベツ原野や利尻山、砂丘林など湖沼、湿原、海岸、山岳景観が一体となって織りなす原生自然的な水平的景観を特徴とする利尻礼文サロベツ国立公園に囲まれており、特に景観上の配慮が求められる。このため、こうした特徴的な景観の価値認識の把握も含め、観光客や地域住民にアンケートを行う等適切な方法により調査、予測及び評価を実施すること。

また、他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報を収集した上で、他事業者の風力発電事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 対象事業実施区域に近接する「北海道自然歩道」などの人と自然との触れ合いの活動の場については、本事業の実施に伴う騒音、風車の影及び景観変化等による重大な影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、工事の実施や施設の存在のみならず、施設の稼働による影響も含め適切に予測及び評価を実施すること。

イ 工事用資材の搬出入に伴うアクセスルートへの影響について、他事業者の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(9) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、既設風車の撤去工事も含めてその発生抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。